

妊婦を対象に

妊婦健康診査受診や出産のための受診時の交通費や出産時の宿泊費を助成します



遠方の医療機関に通院する妊婦の皆さまの経済的負担の軽減のため、自宅から医療機関に通院する交通費と出産に向けた宿泊費の一部を助成します。



妊婦健康診査通院時の交通費助成

対象者

十和田市に住所を有し、妊婦健康診査通院のために自宅や里帰り先から医療機関まで30分以上の移動を要する妊婦

助成額

1回の通院（往復分）につき、医療機関までの移動に要した経費を合算した額
※通院回数14回を上限とする（多胎妊娠は21回まで）

自家用車

往復移動距離（km）×37円×0.8×通院回数

公共交通機関

実費額×0.8×通院回数

申請に必要なもの

- 申請書「十和田市妊婦健康診査通院費助成申請書」
※申請書の太枠を記入し、ご持参ください。
- 母子健康手帳（通院日、出産日、出産場所の記録を確認します）
- 本人確認ができるもの（マイナンバーカード又は運転免許証など）
- 口座情報が確認できるもの（通帳、キャッシュカード）
※Web通帳の場合はスクリーンショットしたものを印刷してお持ちください。
- 交通費の領収書等
- 里帰りをした方は、里帰り先の住所がわかる書類等

申請の所要時間
は約10分です



医学的な理由等により、周産期母子医療センター（※）に妊婦健診で通院する場合は、医療機関で申請様式（裏面）を記載してもらう必要があります。

→不明な点などありましたら「こども家庭センター」までお問合せください。

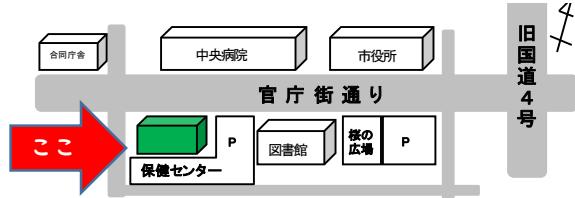
（※）青森県内周産期母子医療センター：八戸市立市民病院、青森県立中央病院、弘前大学医学部附属病院、国立弘前総合医療センター

申請期限

令和7年度中の通院分については
令和8年3月31日まで

申請先

十和田市こども家庭センター
母子保健係 電話0176-51-6792





出産のための受診時の交通費助成

対象者

十和田市に住所を有し、令和7年4月1日以降に出産のために自宅や里帰り先から分娩医療機関まで30分以上の移動を要する妊婦

助成額

出産のために医療機関までの移動に要した費用（往復分）について、以下により算出した額

自家用車

往復移動距離 (km) × 37円 × 0.8

公共交通機関

} 実費額 × 0.8

タクシー

一部の妊婦対象



宿泊費助成

対象者

十和田市に住所を有し、自宅や里帰り先から分娩医療機関まで60分以上の移動を要する妊婦

対象経費

出産までの間、分娩医療機関近くの宿泊施設で待機した場合の宿泊費の一部（最大14泊分）※令和7年4月1日以降のものに限る



助成額

宿泊に要した費用
(1泊上限9,800円) - 1泊2,000円（自己負担）×宿泊日数

申請に必要なもの

○申請書「十和田市出産に係る通院費・宿泊費助成申請書」

※申請書の**太枠**を記入し、ご持参ください。

申請の所要時間
は約10分です

○母子健康手帳（通院日、出産日、出産場所の記録を確認します）

○本人確認ができるもの（マイナンバーカード又は運転免許証など）○印鑑

○口座情報が確認できるもの（通帳、キャッシュカード）

※Web通帳の場合はスクリーンショットしたものを印刷してお持ちください。

○交通費・宿泊費の領収書等

※宿泊費については、妊婦のみが対象です。（ご家族で宿泊した場合は、妊婦のみの宿泊費用の領収書をご持参ください。）

○里帰りをした方は、里帰り先の住所がわかる書類等

医学的な理由等により、周産期母子医療センター（※）に分娩のために通院した場合は、医療機関で申請様式（裏面）に該当事項を確認するための記載が必要となります。

→不明な点などありましたら「こども家庭センター」までお問合せください。

（※）青森県内周産期母子医療センター：八戸市立市民病院、青森県立中央病院、弘前大学医学部附属病院、国立弘前総合医療センター

申請期限

令和8年3月31日

出産後お早めに申請してください。

申請先

十和田市こども家庭センター

母子保健係 電話0176-51-6792

